

保育士就職準備金 貸付制度



就職準備金は、就職のための引越費用や申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要な費用などに利用できます。



貸付対象など、
詳細は裏面を
ご覧ください。

就職準備金として、
最大40万無利子で
お貸しします。
(1人1回限り)

もう一度、保育士の
お仕事を始める
あなたを応援します!!

県内保育所で
2年間従事する
と貸付金返還が
全額免除!



福井県保育士就職準備金貸付制度の概要

■貸付対象者

次の①～③を満たし、**県内保育所等で週20時間以上勤務**する方が対象です。

- ①福井県内に住民登録している方
- ②保育士登録後3か月以上経過した者または、保育士登録をしてからの期間が3か月未満で、養成機関の卒業もしくは保育士試験の合格から3か月以上経過した方
- ③以下の施設又は事業を離職後3か月以上経過した、又は以下の施設又は事業へ勤務経験のない方

保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、幼稚園

④過去に、『福井県保育修学資金貸付』を受けられた方で、就職準備金加算を受けた方は対象外になります。

■貸付額

40万円以内(1人1回限り)

■返還

返還事由に該当する場合には、返還事由が生じた日の翌月から6か月の据置期間を経過したあと1年以内に返還

■利子

無利子

※ただし、返還期限日が過ぎても返還が完了しない場合は年3%の延滞利子を徴収します。

■返還の免除

県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き従事した場合、貸付金の返還が免除になります。

■貸付対象経費の例

- ・就職に伴う転居費用
 - ・保育所等で使用する被服費
 - ・学び直しのための研修費用
 - ・通勤にかかる自転車等の購入費
 - ・申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要な費用
 - ・子どもの預け先を探す際の活動費 など
- ※ただし、就職日前後3か月以内の支出に限ります。

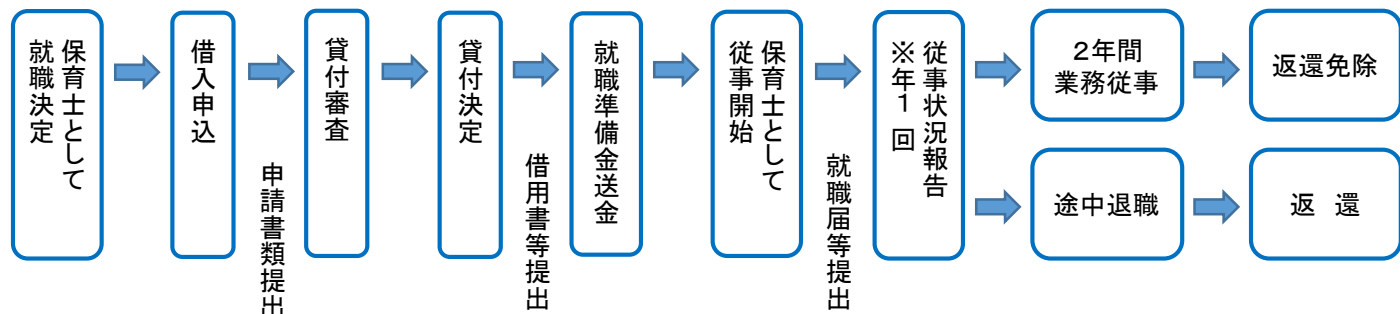
■申請方法

- ・必要な書類等を福井県社会福祉協議会ホームページから印刷して記入のうえ、必要書類を添えて下記申請先へ郵送または持参してください。
 - ・就職後3か月以内に申請してください。
- ※万一、郵送事故等による未着の場合は、責任を負いかねますので、予めご了承ください。

保育士就職準備金制度における [保育所等]について	
1. 保育所	10. 一時預かり事業であって、知事に開始届出を行ったもの
2. 幼稚園のうち、預かり保育を常時実施している施設	11. 離島その他の地域において特別保育を実施する施設
3. 幼稚園のうち、認定こども園への移行を予定している施設	12. 認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施設において保育を行っている施設
4. 認定こども園	13. 企業主導型保育事業
5. 家庭的保育事業	
6. 小規模保育事業	
7. 居宅訪問型保育事業	
8. 事業所内保育事業	
9. 病児保育事業であって、知事に開始届出を行ったもの	※より詳細な定義については、ホームページをご確認ください。

就職準備金貸付手続きイメージ図

※全ての手続きを表しているものではありません。



【問い合わせ先】 社会福祉法人 **福井県社会福祉協議会** 地域福祉課

〒910-8516 福井市光陽2丁目3-22(福井県社会福祉センター内)

電話 0776-24-4987(直通) / FAX 0776-24-0041 / ホームページ <http://www.f-syakyo.or.jp>